

# 第3章 第4次DV防止等計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

宍粟市のまちの将来像を規定する「第2次宍粟市総合計画（後期基本計画）」においては、まちづくりの基本施策の一つとして「人権教育・啓発の推進」を掲げ、そこには「市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします」と示されています。

また、「宍粟市人権施策推進計画」では、「一人ひとりの人権を尊重するまちづくりをめざします」、「差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします」、「人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、共に生きるまちづくりをめざします」の三つの基本理念を定めています。

さらに、「第2次宍粟市男女共同参画プラン」では、「～自分が変わる、社会を変える～ 一人ひとりを認めあい 支えあうまち しそう」を基本理念として、基本方針の一つに「人権を尊重する意識の醸成」を定めています。

このようなことから、第4次DV防止等計画においても第1次DV防止計画から掲げる基本理念の趣旨を踏襲しつつ、今回、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する内容もふまえた計画としたことから、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、基本理念を次のように定めます。

### <基本理念>

一人ひとりが尊重され、DVのない、  
いきいきと安心して暮らせるまち しそう



## 2 基本目標

宍粟市におけるDV防止、当事者に対する支援の施策を実施するにあたり、基本理念「一人ひとりが尊重され、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち しそう」の実現に向けて、以下の基本目標に基づき、各種施策に取り組みます。

また、基本目標を前計画では3項目としておりましたが、各取組を明確化する観点から5項目として整理します。

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 基本目標Ⅰ | DV等暴力を許さない社会づくり |
| 基本目標Ⅱ | 相談体制の充実         |
| 基本目標Ⅲ | 安全確保の体制づくり      |
| 基本目標Ⅳ | 自立支援の推進         |
| 基本目標Ⅴ | 推進体制の強化         |